

専決処分の承認について（令和5年度藤沢市一般会計補正予算（第7号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度藤沢市一般会計補正予算（第7号）を次のとおり専決処分する。

2024年（令和6年）2月6日

藤沢市長

鈴木恒夫

令和5年度藤沢市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度藤沢市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,086,264千円を追加し、歳入歳出それぞれ170,358,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		34,937,140	1,086,264	36,023,404
	2 国庫補助金	9,802,764	1,086,264	10,889,028
歳入合計		169,272,725	1,086,264	170,358,989

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		81,017,710	1,086,264	82,103,974
	1 社会福祉費	37,503,095	1,086,264	38,589,359
歳出合計		169,272,725	1,086,264	170,358,989

第2表

繰越明許費補正

(単位 千円)

1 変更

款	項	事業名	補正前	補正後
4 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援給付金事業費	3,092,954	4,179,218

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額
15 国庫支出金	34,937,140	1,086,264
歳 入 合 計	169,272,725	1,086,264

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補 特
				国庫支出金
4 民生費	81,017,710	1,086,264	82,103,974	1,086,264
歳 出 合 計	169,272,725	1,086,264	170,358,989	1,086,264

事 項 別 明 細 書

(単位 千円)

計
36,023,404
170,358,989

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	34,937,140	1,086,264	36,023,404
2 国庫補助金	9,802,764	1,086,264	10,889,028
11 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,642,954	1,086,264	4,729,218
歳 入 合 計	169,272,725	1,086,264	170,358,989

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,086,264	01 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,086,264

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
4 民生費	81,017,710	1,086,264	82,103,974	1,086,264		
1 社会福祉費	37,503,095	1,086,264	38,589,359	1,086,264		
1 社会福祉総務費	20,760,896	1,086,264	21,847,160	1,086,264		
歳 出 合 計	169,272,725	1,086,264	170,358,989	1,086,264		



(単位 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	10 需用費	1,000	28 低所得世帯支援給付金事業費 1,086,264
	11 役務費	4,482	
	12 委託料	48,457	
	13 使用料及び 賃借料	17,325	
	18 負担金補助 及び交付金	1,015,000	

## 参 考

### 地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。